

# 浜田市道認定基準

## 1 目的

浜田市道認定要綱（平成 17 年浜田市告示第 64 号。以下「要綱」という。）の施行等について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 開発行為、宅地造成等にかかる認定の条件

開発行為、宅地造成等により設置する道路の市道認定については、要綱第 3 条第 3 項各号によるもののほか、下記に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 接道する家屋等が 2 戸以上であること。
- (2) 道路側溝を市道の側溝に接続する場合は、接続する部分に集水柵を設置すること。
- (3) 道路側溝は、道路の両側にコンクリート製 U 型側溝（U 字フリームは除く）を設けること。流水断面については、流量計算により適正な断面を確保すること。ただし、幅 30 センチ、高さ 30 センチ以上確保できる構造とすること。
- (4) 接続する市道部分に設置する側溝は、横断用側溝及び横断用側溝蓋を設置すること。側溝蓋については、原則としてグレーチングを設置すること。
- (5) 隅切りは原則として道路の両端に設けること。この場合の隅きりは隅角をはさむ辺の長さが 2 メートル以上の二等辺三角形を道に含むものとする。（図 1）  
ただし、接続道路の幅員が 4 メートル未満の場合は、中心線から 2 メートルバックした所から 2 メートル以上の二等辺三角形とすること。（図 2）

図 1

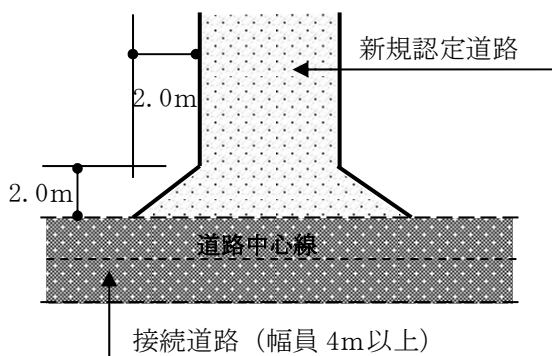
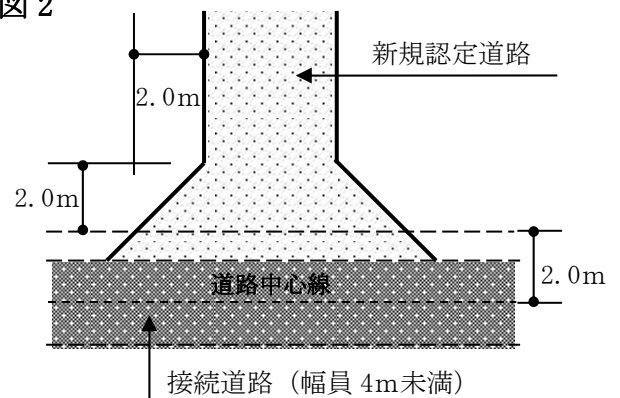
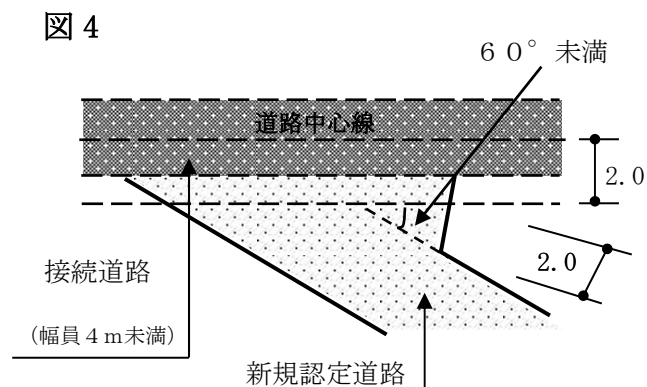
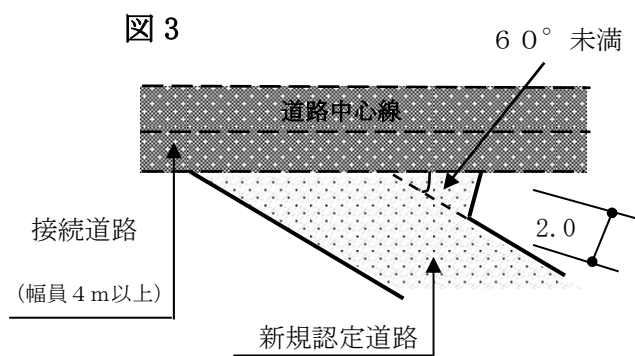


図 2



- (6) 道路が他の道路と同一面交差若しくは、接続又は屈曲することにより生ずる内角が 60 度以下の場合は、角地の隅角を頂点とする底辺の長さが 2 メートル以上となるような二等辺三角形の部分の道に含む隅きりを設けること。（図 3）

ただし、接続道路の幅員が 4 メートル未満の場合は、中心線から 2 メートルバックした所から角地の隅角を頂点とする底辺の長さが 2 メートル以上となるような二等辺三角形とすること。（図 4）

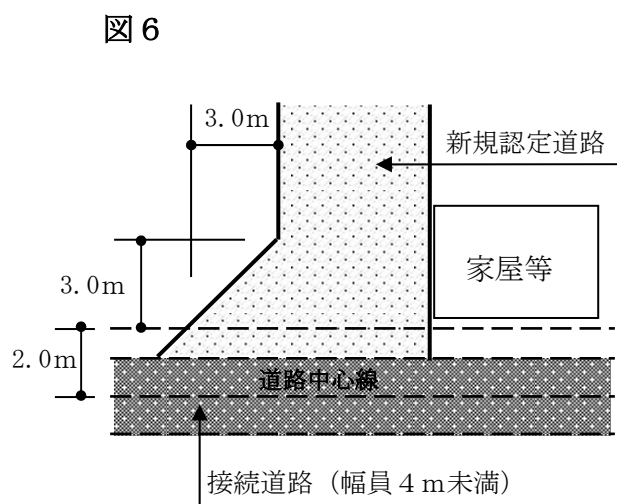
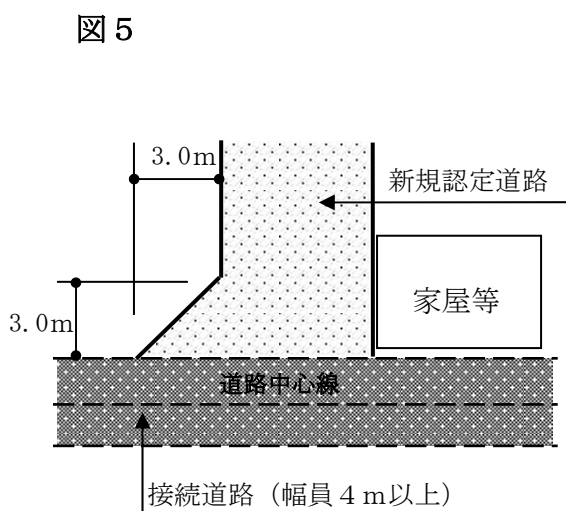


(7) 既存の家屋、擁壁、崖等があり、隅きを設けることが困難である場合は、その部分のみは隅きを設けないことができる。この場合一方の隅きりは隅角をはさむ辺の長さが 3 メートル以上の二等辺三角形の部分を含むものとする。

(図 5)

ただし、新規認定道路の幅員が 5 メートル以上の場合は、一方の隅きりは隅角をはさむ辺の長さが 2 メートル以上の二等辺三角形の部分を含むものとする。

接続道路の幅員が 4 メートル未満の場合は、中心線から 2 メートルバックした所から 3 メートル以上の二等辺三角形とすること。(図 6)



(8) 車道や歩道の舗装については、アスファルト舗装、コンクリート舗装、インターロッキングブロック舗装とする。アスファルト舗装の舗装構成については、原則、下表のとおりとし、コンクリート舗装、インターロッキングブロック舗装の舗装構成については、別途協議とする。(表 1、表 2)

表1 車道の舗装構成

単位：c m

舗装計画交通量 (台/日・方向)	表層 (アスファルト)	上層路盤 (粒調碎石)	下層路盤 (クラッシュラン)
$T < 15$	4	8	10
$15 \leq T < 40$	4	10	15
$40 \leq T < 100$	5	10	15

※1) Tは大型車。大型車とは、普通貨物自動車（頭番号 1）、乗合自動車（頭番号 2）、特殊自動車（頭番号 8、9、0）をいう。（頭番号とはナンバープレートの先頭数字のこと）

表2 歩道の舗装構成

単位：c m

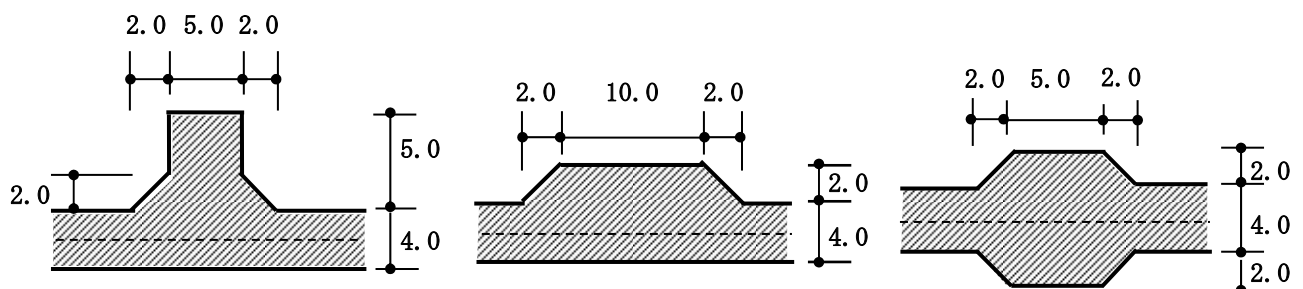
	表層 (アスファルト)	下層路盤 (クラッシュラン)
歩 道	3	10
2 t 車以下の車両乗り入れ部	3	10
2~4 t 車の車両乗り入れ部	4	15

(9) 回転広場は、道路の中心線からの水平距離が 2 メートルをこえる区域内において、小型四輪自動車のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。

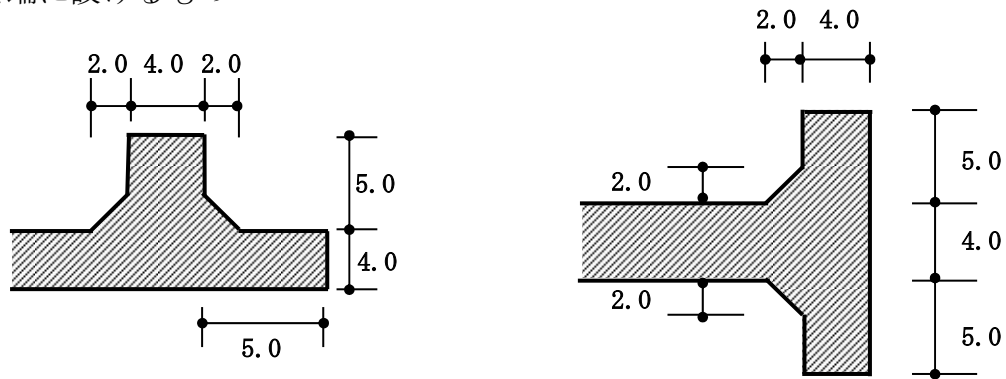
小型自動車 1 台あたりの停車に必要な広さは、長辺が 5 メートル以上、短辺が 2.5 メートル以上であるもの。ただし道路に平行に停車する場合で自動車の転回に支障のない場合は、その短辺を 2 メートルとすることができる。(図 8)

図 8

① 中間に設けるもの



② 終端に設けるもの



3 用 地

市道として認定する道路の用地については、要綱第4条第1項各号によるもののほか、下記に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 土地の境界標（杭、鋸）を設置すること。

4 認定申請

市道認定申請については、要綱第5条第1項によるもののほか、下記に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 宅地造成等により市道の認定を受けようとする者は、市道認定申請書を提出する前に、市道認定協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

5 区域変更

延長 35 メートル以下の道路の市道の認定については、区域変更として取り扱うものとする。

附 則

平成 17 年 10 月 1 日施行

令和 3 年 5 月 1 日改正

令和 7 年 10 月 20 日改正